

広島県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十四年十月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	リップルマンション湯来	広島市佐伯区湯来町大字 伏谷乙一三六一番地	平成二十四年一〇月一六日